

諮問市第3号

港湾施設使用不許可処分に係る審査請求に関する諮問

次のように港湾施設の使用の不許可処分に係る審査請求があったので、この審査請求を棄却することについて、地方自治法第244条の4第2項の規定により諮問する。

令和7年12月4日提出

横浜市長 山中竹春

1 審査請求人

中区本牧ふ頭5番地の1

株式会社渕田船舶

代表取締役 渕田俊光

2 審査請求に係る処分

港湾施設の指定管理者である横浜港埠頭株式会社が、令和6年10月16日、横浜市港湾施設条例第4条第3項の規定に基づいて行った港湾施設の使用の不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）

3 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件不許可処分を取り消す裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

船舶の解体業を営む審査請求人が許可を受けて使用してきた荷さばき地内の区画（以下「本件区画」という。）について、横浜市が移転地を示さないことに加え、理由なくクレーンを使用させずに営業を妨害しているため、審査請求人は、廃棄物を一切処分できない状態が継続している。また、本件区画から廃

棄物が多少はみ出しているが、他の事業者もはみ出している状況が放置されている。そのため、廃船を解体した廃棄物等の適正処分違反等を理由として、審査請求人が行った港湾施設の使用の許可申請（以下「本件申請」という。）を不許可とすることは許されない。

また、審査請求人の営業を妨害している横浜市による使用料の請求は権利の濫用であり、使用料の不払いをもって本件申請を不許可とすることは許されない。

4 棄却しようとする理由

地方自治法第244条第2項は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないと定めているところ、この正当な理由を具体化したものとして、横浜市港湾施設条例第4条第3項第2号は、港湾施設の管理上支障があるときには港湾施設の使用の許可をしないものと定めている。

この点、審査請求人は本件区画の使用許可を平成25年以降繰り返し得てきたところ、遅くとも平成28年2月には本件区画及びその周辺において廃棄物等が堆積するようになり、現在までにその堆積範囲が本件区画の面積の倍に相当するまでに広がり交通への支障が生じるなど、港湾施設の機能を損ねる状況となっている。また、審査請求人は、横浜市及び指定管理者が行った令和4年5月以降の多数回に及ぶ廃棄物の撤去指導に従わずに適切な対応を長期間怠るだけでなく、使用料の不払い等の行為にまで及んでおり、今後改善する見込みがない。

これらの事情を踏まえると、審査請求人の使用を許可することで港湾施設の適切な管理運営に支障が生じることは明白である。

また、審査請求人のその他の主張は、本件不許可処分の理由となった事実関係を正当化するものではない。

したがって、本件不許可処分は、適法かつ正当なものであり、審査請求人の主張には理由がない。

参 考

事 件 の 概 要

- 1 令和6年10月10日 株式会社瀏田船舶（以下「審査請求人」という。）は、港湾施設（物流等関連施設）の指定管理者である横浜港埠頭株式会社（以下「指定管理者」という。）に対し、横浜市港湾施設条例第4条第1項の規定に基づき、港湾施設の使用の許可申請を行った。
- 2 令和6年10月16日 指定管理者は、審査請求人に対し、横浜市港湾施設条例第4条第3項の規定に基づき、港湾施設の使用を不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）を行った。
- 3 令和6年11月25日 審査請求人は、横浜市長に対し、本件不許可処分を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和7年2月12日 横浜市長は、行政不服審査法第9条第1項の規定に基づき、本件審査請求の審理手続を行う審理員を指名した。
- 5 令和7年3月から令和7年9月まで 審理員に対し、指定管理者は弁明書等を、審査請求人は反論書等を、横浜市長は現場写真等の物件を提出した。
- 6 令和7年9月19日 審理員は、横浜市長に対し、行政不服審査法第42条第2項の規定に基づき、本件審

査請求は棄却されるべきである旨の審理員
意見書を提出した。

地方自治法（抜粋）

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第244条の4 （第1項省略）

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

（第4項省略）